

令和6年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和6年度第11回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年2月6日（木） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号 利用状況調査に係る非農地判断の取消について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第9 諮問第1号 （追加提案）法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第10 諮問第2号 地域計画（案）に対する意見について

出席委員（17名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 2 石川 茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 | 5 高橋忠明 |
| 6 佐藤保之 | 8 鎌倉静夫 | 9 竹本正行 | 10 喜井仁志 |

11 村 上 紘 一	12 石 川 繁	13 紀 井 正 明	15 三 好 昇
16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎	18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博
20 高 橋 秀 典	21 越 智 寧	22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男
24 竹 内 正 篤	25 鈴 木 敏 也		

欠席委員（1名）

11 坂 上 宏

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

1 脇 純 樹 7 宇 高 勉 14 受 川 清 男

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三 宅 栄 一 次 長 石 川 み ち る
係 員 藤 田 兼 弥

第 11 回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和 7 年 2 月 6 日(13 : 30～)
JAうま経済センター 2 階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17 名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第 11 回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第 3 条の規定により、

11 番 坂上 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 委員

7 番 宇高 委員

14 番 受川 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、

12 番 真鍋 委員、13 番 鈴木 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年12月13日解約。

番号2の案件については、令和7年1月7日解約。

番号3の案件については、令和6年12月26日解約。

番号4の案件については、令和7年1月11日解約。

以上、4件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第3、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、報告いたします。

第9回総会にて非農地判断と承認を受けた案件のうち、農地として利用しているとの所有者からの申出により再度現地確認を行い、その結果、非農地判断の取り消しを行うこととなった農地について、非農地通知を回収しました。

番号1について、夏場に管理できていなかったが、柿や栗を栽培している状況でした。

番号2について、夏場に管理できていなかったが、野菜を栽培している状況でした。

番号3について、令和6年は管理できていなかったが、手入れをして花木の管理をしている状況でした。

番号4について、体調不良で管理できていなかったが、花木や果樹の栽培をしている状況でした。

番号5について、夏場に管理できていなかったが、柿や梅を栽培している状況でした。

番号6について、夏場に管理できていなかったが、農地として復元し管理をしている状況でした。

以上、6件について再度農地台帳へ登載しました。報告を終わります。

議 長 以上で、報告は終わりました。

議 長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月22日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、1月21日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は水稻や果樹の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 申請者は新規就農者であるため、1月22日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は、申請者の住宅建設予定地に隣接した農地で、野菜を栽培する予定です。申請者の実家が農家で、子供のころから両親が行う農業の手伝いを行っており、農作業の経験は問題ないと考えます。申請地の規模から農機具がなくても鍬などで作業することが十分可能であると思いますが、耕うん機を購入する予定とのこと。今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しましたので問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 申請者は新規就農者であるため、1月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は実家の隣にある利便性のよい農地であり、農作業については、自宅周辺の農地を借り受けて農業をしていた経験があります。作物は、自家消費用のじゃがいも等の野菜を考えており、農機具については、耕うん機、草刈り機等を所有しています。従事日数や地域の水路清掃への参加や役割も確認しました。規模の拡大は考えていません。今後も継続して野菜の栽培をするとのことですので問題ないと思います。

議 長 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 1 については、寺尾委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、寺尾委員の退席を求めます。

(寺尾 悟志 委員退席)

議 長 議案第 1 号中、番号 1、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 1 は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 寺尾委員の入室を許可いたします。

(寺尾 悟志 委員 入室・着席)

議 長 寺尾委員に報告します。寺尾委員関連案件の番号 1 については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 採決を続けます。議案第 1 号中、番号 1 以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請者である四国中央市は、現在児童数が減少傾向にあります。共働き家庭の増加等により放課後児童クラブの需要が高まっております。既存児童クラブでは手狭で毎年待機児童が発生している状況であることから、申請地において放課後児童クラブを建て替えるもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附

して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は5件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、社宅に家族で居住していますが、老後生活を見据えて、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号2の案件について、受人は、近隣に整備された水路に排水を放流するため、申請地を譲り受けての排水管設置で、申請地は第3種農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は不動産業を営んでいる法人ですが、利便性の良い同地域での住宅地の要望が多いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。なお、既に一部が造成されていることから始末書が提出されています。

番号4の案件について、受人は現在、借家住まいですが、将来を見据えて、生活環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号5の案件について、受人は、公営競技の場外投票券販売所の維持運営を

している法人で、地域の活性化が期待されるレジャー施設の設置を計画しており、このたび申請地を譲り受けての場外車券販売施設建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。また、本件は3,000 m²を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委員A 私は推進員ですが、意見を言ってもいいですか。

議 長 はい。お願いします。

委員A 始末書の内容がわからないので教えてください。

三 宅 はい。始末書の内容ですが、議案書23ページの地図にある、5条3号を示しているところの通路部分について、転用許可を受けずに、すでにアスファルト舗装しているということに対しての始末書です。

委員A 始末書については、議案書に載せる前に、こういう始末書が出てますという説明がいますと思います。

議案書に載せる時は、申請書類を事務局がチェックして、委員と関係者とで現地を確認すべきだと思います。

三 宅 始末書については、従来、総会当日、経緯について説明するようにしてい

ます。議案書の案件については、申請の時点で、申請者または申請代理人に対して申請内容の聞きとりを行っており、条件がそろっている申請について受付をし、議案書発送までに事務局職員が現地の確認をしています。

委員A こういった総会の運営でいいのですか。

局 長 申請の締め切りまでに提出された案件について決裁を取り、議案書にして委員の皆様へ発送しております。それを委員の皆様へ総会までに確認していただき、内容について質問があれば事務局へ連絡していただいて、そのことについて事務局が説明する、従来、そういう運営をしています。

委員A 議案書というものは、関係者が現地を確認してまとめたものが議案書で、それを総会でみなさんで議論するという事ではないのですか。

委員B この総会で議決するのであって、議案書に載っているものが議決されているというわけではないんですよ。議案書というのは、申請が出て、事務局で確認して条件が整っているものだけが議案としてあがっているんで、その中に自分の担当地区があれば現地を見に行き、内容について分からないことがあれば自分で事務局へ連絡して確認する。問題があれば総会で意見を言う。その流れですよ。

委員C この件は改めて時間を取ったらどうでしょうか。

局 長 それでは、改めて時間を取るということによろしいでしょうか。

委員A でも、これは採決できないですよ。内容がわからないものについて採決したら何にもならない。

委員B それは少し違うと思いますよ。そのためにここで協議しているわけですから。みなさんが、これはこれで問題ないということになれば、それは議決されますよ。採決してはいけないという権利はないですよ。今までそういう流れでやってきているわけですから。始末書の内容がわからないから疑問を抱くのは仕方ないことですが、それ以外の、やり方やシステムについては、申請が

出て、事務局で確認して、問題がないものを議案書へ載せて、一週間以上前に各委員さんへ送って、担当の委員は現地を見る。そして、その結果を総会で意見する。意見があればそれをみんなで協議するという流れですから、採決してはいけないということにはならないと思いますよ。

議 長 色々なご意見ありがとうございました。この件につきましては、後日改めて時間をとりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 続けます。4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1から7すべて再設定ですので、内容については省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号1から7番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第8及び日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は申請者の所有地に隣接しており、所有地の有効利用のため、「道」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件について、当該「道」と「水路」は申請者の開発予定地間にあり、開発予定地の有効利用のため、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け一体利用するもので、「代替道」「代替水路」を寄付する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許

申請」番号3に関連し、宅地分譲の建設に伴い、隣接する「道」と「水路」の用途を廃止し、一体利用するため払い下げを受け有効利用するものです。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号4の案件につきましては、本日お手元に配布いたしました追加提案分の1ページをご覧ください。

番号4の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許申請」番号5に関連し、場外車券販売施設の建設に伴い、事業予定地内にある「道」と「水路」の用途を廃止し、一体利用するため払い下げを受け有効利用するものです。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 1月23日現地を確認しました。当該「道」は申請者の所有地に隣接しており、一体利用するため払い下げを受け有効利用するものです。地元土地改良区の同意も得られており、既に道としての用途に使用されていないため、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 続きまして2番

委 員 2月1日現地を確認しました。当該「道」と「水路」は申請者の開発予定地間にあり、一体利用するため払い下げを受け有効利用するもので、代替の「道」と「水路」を寄付する予定です。地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 3番

委 員 1月23日現地を確認しました。申請地は、転用により宅地分譲の一部になることから、現在の隣接している「道」と「水路」を用途廃止し、一体利用す

るため払い下げを受け有効利用するものです。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思われま

議 長 4 番

委 員 現地を確認しました。申請地は、転用により場外車券販売施設の一部になることから、建設予定地内にある「道」と「水路」を用途廃止し、一体利用するため払い下げを受け有効利用するものです。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思われま

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第 1 号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第 1 号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 10、諮問第 2 号、「地域計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めま。 仁野 係長

仁 野 それでは、諮問第 2 号、「地域計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

まず、地域計画の概要について説明いたします。現在、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けております。そうすると、地域の農業が守れなくなるという懸念が出てきます。これまで地域のみなさんが守ってきた農地を次の世代に引き継いでいくため、国が、令和 5 年 4 月 1

日、農業経営基盤強化促進法を施行しました。これにより、従来ありました「人・農地プラン」が「地域計画」という名前に変わり、法律に位置付けられ、市では、令和7年3月までに、地域農業の将来のあり方や農地利用の意向を示した「地域計画」の策定・公表が求められているということです。そして、今回お示しした「地域計画」の内容ですが、市全体を対象に、8地区の「地域計画」を策定・公表予定です。この8地区ですが、川之江北、川之江南、新宮、伊予三島、土居西、土居東、土居北、天満上に分けており、これまでの「人・農地プラン」を基礎として、それに農地の目標地図が加わった内容となっております。また、認定農業者の方を中心に、地域内の農業を担う者として位置付け、目標地図に示しております。今年度に入って、認定農業者の方、また、1,000 m²以上の農地所有者の方に、農地利用の意向を確認するアンケートを実施させていただき、計画の策定に至っております。配布しております、「地域計画（案）」の1番、地域における農業の将来のあり方には、農地の状況、地域の現状・課題、将来のあり方、今後の地域での必要な取り組みなどを記載しております。この辺りまでが、「人・農地プラン」の内容を移行したのになっております。4番、地域内の農業を担う者一覧については、「人・農地プラン」の時は、中心経営体という言葉で表現しておりました。そちらも、認定農業者の方を中心とする一覧でしたが、今回は同意を頂いた認定農業者の方、また、新規就農者の方を中心に、農業を担う者の一覧に位置付けさせていただいております。ここからが、「人・農地プラン」と「地域計画」の大きな違いになってきますが、4番、地域内の農業を担う者一覧と記載している横に、カッコ書きで（目標地図に位置付ける者）という記載がございます。そして、目標地図の表示は個々に色分けしており、例えば、一覧にある認定農業者Aさんは赤色で、次ページ以降にある目標地図のAさんの農地を赤色で色付けしております。この、目標地図が

追加されたことが大きな違いでございます。なお、今回色付けしていない地区が「地域計画」に関係ないということではありませんのでご注意ください。最後に、「地域計画」は令和7年3月に策定・公表いたしますが、その時点で完成ではございません。現段階では、基本となるような最小限の計画になっておりますが、4月以降も継続して取り組んでいく事業であります。市報やホームページで周知していきますが、もし、委員のみなさんへ、「地域計画」の質問や、地域の農業について話し合える場が欲しいといったような要望等がございましたら、農業振興課までお声掛けいただければと思います。また、農業振興課に相談等があった場合にも、委員のみなさんと情報共有できればと思っております。それぞれの地域のニーズに合った地域計画の推進に取り組んでまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員の方で、意見があればお願いします。

委 員 地域計画に組み込まれるメリットとは、どういうものがありますか。

仁 野 現段階ですと、県の補助事業を要望する場合に、地域内の農業を担う者としての位置付け、目標地図の位置付けは、要望を出す時の必須の要件になってくると思いますので、補助事業を受けられるといったメリットがあります。

委 員 逆に言うと、補助事業を受けるためには、地域計画に組み込まれてないと難しいということですか。

仁 野 はい。そういうことになります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 今は、対象が少ないように思うのですが、随時更新や見直しなどがあるのでしょうか。

仁 野 はい。更新は随時行う予定にしております。また、補助事業の要望に期限があれば、それに間に合うよう地域計画を更新してまいります。逆に、農地を手放したいので地域計画から外して欲しいといった場合には、その手続きをしていくようになります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 この資料は、持ち帰って関係者に見せてもいいのでしょうか。

仁 野 はい。まだ案ですので変更の可能性はありますが、こういったものが公表される予定というかたちで見せていただくのは問題ないと思います。最終的に3月に完成した資料をホームページに公表しますので、それをご確認いただくようになります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 留意事項に書かれていますが、これは同意がなくても載せていいということになっているのですか。

仁 野 同意がなくても位置付けすることができることになっていますが、アンケートの中で、担う者としての位置付けと、目標地図への位置付けに関する同意の確認を取っております。また、完成したものについても同意書を取りますので、3月に公表するものについては、本人へ同意を取った計画になります。

委 員 昨年とったアンケートが基になっているということですか。

仁 野 はい。そうです。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 地域計画の中に書かれている農地面積は広い面積となっていますが、農業委員会が調査している面積と合致していますか。あと、農業を担う者の面積が、その面積とはだいぶかけ離れた数字になっていますが、この理由を教えてください。

仁 野 農地面積は、農業委員会が把握している、それぞれの地域全体の農地面積を

記載しています。担う者の面積については、今回、目標地図に示している認定農業者のみの面積になっているため、数字に差が出ています。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「地域計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手多数）

議 長 挙手多数であります。

よって、諮問第2号は、「異議なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （14：47）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

委 員 真鍋晴豊

委 員 鈴木博美